

葛尾村防犯カメラシステム賃貸借事業 公募型プロポーザル仕様書

1 基本事項

本書の位置づけ

本仕様書(以下「本書」とする。)は、葛尾村(以下「村」とする。)が行う葛尾村防犯カメラシステム賃貸借事業(以下「本事業」とする。)に関して、防犯カメラシステムの設置、賃貸借及び保守を公募型プロポーザル方式により事業者(以下「応募者」とする。)から技術提案を求め、村が要求する水準を示すものである。

本書は村が要求する性能及び機能の条件を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。なお、提案された内容及び性能が要求水準を上回り、村にとって有益と判断される内容は、その技術提案を高く評価する。ただし、本書から著しく外れる提案内容については参考にするが評価しない。

2 事業概要

(1) 事業名

葛尾村防犯カメラシステム賃貸借事業

(2) 事業目的

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故により、いまだ多くの村民が避難している状況であるため、村内の治安維持及び犯罪被害等を未然に防止するため、葛尾村内の交通要所に設置している防犯カメラを更新し、県警察と防犯パトロール事業が更なる連携を図り盗難等の犯罪抑止効果を向上させることで、住民の総合的な安心・安全を図る。

(3) 事業内容

防犯カメラシステムの設置、賃貸借及び保守

保守については、別紙「葛尾村防犯カメラシステム保守仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

なお、設置期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする(検査等を含む。)

(5) 稼働実施日

令和8年4月1日

(6) 予算額

設置及び賃貸借等上限価格 35,431 千円(税込)

上限価格には、設置費、賃貸借料及び保守料を含むものとする。ただし、通信費及び電気料金等は含まないが、賃貸借料や保守料に通信費等が含まれるサービスを提案することも可能とする。この場合においても上記の上限価格を超えることはできない。

また、設置に関する費用については令和7年度に支出し、5,500千円を超えることはできない。

(7) 防犯カメラ設置箇所

葛尾村内一円(別添資料「防犯カメラ設置位置図」参照)

(8) 据付け及び調整

防犯カメラシステム(以下「本システム」という。)を、既設防犯カメラの設置場所付近に据付け、調整、試験(動作確認及び初期設定等も含む)を実施し、本書に記載する機能を満たし、納入・稼働させること。既設防犯カメラは令和8年3月31日まで稼働することから、既存防犯カメラ柱に設置をする場合は、既存防犯カメラの運用に影響が無いよう設置することとし、撤去は行わないこと。

(9) 契約期間内における対応

葛尾村内に設置したカメラの映像は別途定める期間中、安全に保持するとともに、関係機関からの照会・閲覧等の要請に基づいて速やかに対応できること。又設置した各機器の機能維持をするため、受注者が監視できるとともに、必要な保守対応を速やかに行えること。

(10) 諸手続

本事業に必要な各官公庁、電力会社、通信会社等への諸手続は、必要書類を作成し、村の承認を得た後に受注者にて代行すること。

なお、その費用についても受注者負担とする。

(11) 知的財産権

本システムを設置するために必要な特許、実用新案、その他第三者の権利の対象となる知的財産権等を使用する場合には、受注者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。また、納入物件の著作権は、著作権法に従い受注者に帰属するものとする。

3 要求水準

以下の要求水準同等以上の企画提案を行うこと。

- (1) 全般
 - ① 最適なシステム・運用を創意工夫して提案すること。
 - ② 情報の不正アクセス、紛失、漏洩、改ざん、及び破壊等の脅威から保護するための適切な情報セキュリティ策を講じること。
 - ③ 使用する部品類は可能な限り国際規格又は国内規格に適合したものをを用いること。
 - ④ 防犯カメラを設置する支柱については、既存の防犯カメラ柱、電力柱、電話柱のいずれかとする。
なお、既存の防犯カメラ柱に設置する場合の柱の管理は、受注者が責任をもって行うこと。
- (2) 回線要件
 - ① 利用回線はSIM回線とし、あわせて第三者の不正アクセスを防止する対策を提案すること。
 - ② 通信回線の障害等、異常発生を速やかに検出し、通信回線復旧時間の短縮を図ること。
- (3) 電力要件
屋外設備への通常電源供給は、定額契約可能(400VA以下)な範囲とする。
- (4) 屋外設備要件
 - ① カメラ機能として、24時間稼働し、場所に応じた最適な撮影方法を提案すること。
 - ② 防犯カメラの設置場所は、別添資料「防犯カメラ設置位置図」のとおり既存防犯カメラの設置場所と同様とする。ただし、設置が困難な場合は協議のうえ変更することができる。
 - ③ 地震や気象条件に十分耐える全天候型であり、かつ外部から塵埃が侵入しにくい構造であること。
 - ④ カメラで録画した映像については常時、自動で保存できること。
 - ⑤ カメラに録画した映像は現地または村役場内で取得できることとし、現地において取得する場合は低位置で取得可能なものとする。
 - ⑥ 高精細な映像を撮ることができること。
なお、高精細な映像とは、「解像度:1280×720、フレームレート:4fps」以上を標準とする。
 - ⑦ 夜間は自動で赤外線撮影を行う機能を有し、光源に不足がある場合は補助ライトを設置すること。
 - ⑧ 映像の保存期間は最低14日間とする。
なお、映像の保存場所はカメラ本体内の記憶媒体を想定しているが、これ以外に安価な方法がある場合は提案すること。
- (5) 運用要件
 - ① 最適な運用方法を創意工夫して提案すること。
 - ② 各機器の操作性は高く、運用操作の習得も容易であること。
 - ③ 24時間365日、カメラ、通信機器及び録画機器の状態を監視し、異常が発生したことが分かる機能を有すること。
 - ④ 維持管理が経済的に行えるものであること。
 - ⑤ 利用方法や不具合等の問い合わせ窓口を日勤帯(平日 9:00～17:00、土日祝祭日を除く)に設置すること。
- (6) 仕様書等の提出
村が選定した上位応募者は、本書の示す水準を満たしていることが確認できる機器仕様書や性能が記載された仕様書等を契約の前に作成し提出すること。
なお、提出された仕様書等において、本書の水準が満たされていないことが判明した場合は、交渉権を失うこととする。

4 設置要求水準

本事業は、本書によるもののほか、関係法令及び諸規則、並びに各種の技術基準に適合したものとしますが、業務内容を勘案し、次の法令等を特に遵守した設置・安全管理を行うこと。

- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則
- ・ 特定線量下業務に従事する労働者の放射線防止のためのガイドライン(厚生労働省)
- ・ 警戒区域等の作業における放射線障害からの安全確保に関する特記仕様書(福島県土木部通達による)

また、設置期間の条件を踏まえ、以下の内容に従い設置すること。

- (1) 設置全般
 - ① 当該設置現場に配置する現場代理人、主任技術者・作業指揮者を適切に配置すること。
 - ② 受注者において帰還困難区域(以下「区域」という。)での作業終了時に、作業員並びに機械工具、車両等のスクリーニングを適切に実施の上、作業場から退出すること。また、スクリーニング実施記録を作成し、保管すること。
 - ③ 区域内での作業時間短縮が図れるよう作業方法・部材等創意工夫すること。
 - ④ 機器及び鋼材等の搬入並びに設置は、周辺住民等に迷惑をかけないように注意して行うこと。
 - ⑤ 各作業において有資格者が必要な作業は、確実に有資格者に行わせること。

- ⑥ 既存の電気工作物、給排水管路、電話ケーブル等の他所管の施設に支障を及ぼす場合は、村と相談し各所管の承諾を得て設置すること。
- ⑦ 設置箇所近隣に設置概要等を周知させるため創意工夫すること。
- ⑧ 設置の進捗状況について村に報告すること。
- ⑨ 材料(柱は除く)については、原則、新品を使用することとする。
- ⑩ 屋外に設置する機材については、十分な転倒防止策を講じること。
- ⑪ 設置手順毎に危険予測を行い、具体的な安全対策を講じること。
- ⑫ 本書に明記されていない事項については、村と協議すること。
- (2) ゴミ等の対策
 - ① 設置現場周辺にゴミ、廃材等が散在しないよう管理し、常に清掃に努めること。
 - ② 産業廃棄物処理については、受注者において責任を持って処理すること。
 - ③ 作業現場より使用した機械等を持ち出す場合は、表面汚染が基準値(13,000cpm)以下となるよう洗浄すること。
なお、洗浄の際は、汚染土や汚染洗浄水が周辺に飛散しないよう対処し、洗浄水は区域外から搬入すること。
- (3) 住民への配慮
 - ① 交通規制等が必要な場所では、必要人数の交通誘導員を配置すること。
 - ② 苦情等があった場合は、速やかに村に連絡するとともに誠意を持って必要な措置を行うこと。
- (4) 安全対策
 - ① 資材や機械等の一時保管場所及び作業途中で休止中の現場には、バリケード等を設置すること。
 - ② 作業看板や安全標識の設置に当たっては、整然と配置し、転倒や飛散等がないよう堅固に固定すること。
 - ③ 作業現場は、常に整理整頓に努め、不要なものは持ち込まないこと。
 - ④ 受注者は区域内で適用される関係法令等を遵守するものとし、特に放射線障害防止措置については以下の事項を適切に行うこと。
 - ア 区域内で作業を行う場合は、事前に線量率を測定し、1日の被曝限度量以下となるよう作業時間を設定し、作業員全員に個人線量計を着用させ線量管理を行うこと。
 - イ 作業時は、長袖の服・手袋を着用し作業を行うこと。
 - ウ 放射線管理者は、設置期間内の作業員全員の被曝管理(外部被曝・内部被曝)を適切に行い、規定による健康診断並びに内部被曝検査を行うこと。
 - エ 区域内で作業する全作業員から事前に書面にて、作業の同意を得ること。
 - オ 区域内で作業する全作業員に、学科による特別教育を行うこと。
 - ⑤ その他各種法令に則り、確実に作業員の安全教育を実施し、労働災害事故の発生防止に努めること。
- (5) 作成図書
 - ① 設計図書
受注者は、設置前にシステム設計を行い、設計終了時には次の図書を提出すること。
 - ア 設置計画書
 - イ 納入仕様書
 - ウ システム構成図
 - エ 設置図
 - オ 主要材料表
 - カ その他提出を別途指示する図書
 - ② 完成図書
受注者は、設置完了後次の図書を提出すること。併せて電子媒体も提出すること。
 - ア 完成図一式
 - イ 現地試験成績書
 - ウ 設置写真
 - エ 取扱説明書
 - オ その他提出を別途指示する図書
- (6) 調整試験
 - ① 各装置の単体調整試験を行うこと。
 - ② 対向調整試験を行うこと。
- (7) 設置完了後、社内検査を実施すること。
- (8) 設置写真
 - ① 設置写真は、設置の着工前、作業中、完成時の各段階で撮影すること。
 - ② 撮影箇所の名称等が確認できるようにすること。
 - ③ 写真を整理し、完成図書に添付すること。

(9) その他

設置完成時には、職員が機器の取扱い等を円滑にできるよう取扱説明会等を行うこと。
また、その後の運用においても、問合せ担当を設け、職員等からの質問に迅速に対応すること。

5 遵守事項

- (1) 本書の各事項について、遵守・履行すること。
- (2) 本事業の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により、村又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

6 その他

(1) 参考見積書について

次の内容の参考見積書を提出すること。

① 見積書は下記の内容の総額及び1年ごとの費用内訳を記載すること。

なお、アについては令和7年度、イからカについては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間とする。

ア 防犯カメラシステム設置費用

イ 賃貸借料

ウ 保守点検料

エ 通信費

オ 電気料金

カ その他ランニングコスト

② 見積書には、上記アからカに係る積算内訳書を添付することとし、見積限度額は39,400千円とする。

(2) この仕様書で示す内容は、技術的提案を受けらうえて最低基準を示すものである。

上位応募者選定後、上位応募者の技術的提案内容を踏まえた上で、村と受注者の協議により最終的な仕様書を定めるものとする。

なお、その際には、村側の意図をできるかぎり取り入れるよう努めること。

葛尾村防犯カメラシステム保守仕様書

葛尾村防犯カメラシステム保守業務(以下「保守業務」という。)について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

1 総則

- (1) 保守を行う範囲
防犯カメラシステムに関わる機器及びプログラムプロダクト(以下「機器等」という。)の保守業務を対象とする。
- (2) 保守業務の実施場所
別添資料「防犯カメラ設置位置図」のとおり。
- (3) 保守の期間(長期契約)

令和 8年度分	令和 8年4月1日～令和 9年3月31日	(12か月間)	
令和 9年度分	令和 9年4月1日～令和10年3月31日	(12か月間)	
令和10年度分	令和10年4月1日～令和11年3月31日	(12か月間)	
令和11年度分	令和11年4月1日～令和12年3月31日	(12か月間)	
令和12年度分	令和12年4月1日～令和13年3月31日	(12か月間)	計 60か月間
- (4) 機器等の保守体制
 - ① 保守体制
乙は、本仕様書に定める事項に対応するため体制を整えること。また、連絡網等を明示した体制図を作成し甲に提出すること。
 - ② 保守業務の遂行
乙は、防犯カメラシステム「以下「システム」という。)の適正な稼働状態を維持するため、保守及び機器等にかかる障害発生時の対応について、甲と連携して業務を遂行することとする。また、具体的な実施方法等について明記した手引書等を作成し、甲に提出すること。
- (5) 保守業務遂行上の留意点
 - ① 乙は、保守業務の遂行にあたり、システムの運用はもとより、設置場所内で行われている各業務の遂行及び設置されている機器を用いて運用されている電算システム等の運用を妨げてはならない。ただし、事項②に該当し、甲の指示があった場合はこの限りではない。
 - ② 乙は、保守業務の遂行にあたり、電気の通電等を停止する必要があるなどの理由により、システムあるいは他のシステムの運用を停止しなければならない場合は、当該業務実施日程について、甲の指示を受けるものとする。
 - ③ 保守業務において必要となる電気については、甲が無償で提供する。
 - ④ 保守業務を遂行するにあたり生じた廃棄物等については、乙の責任において適法により処分すること。
- (6) 保守業務の従事者
保守業務を遂行するにあたり、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければならない場合は、当該作業に必要な資格を有している者を従事者として選定し、その作業にあたらせること。

2 保守(メンテナンス)項目

- (1) 故障受付・手配
 - ① 乙は、機器等の不具合に対する甲からの連絡があった場合は、故障手配を実施し、不具合発生から解消まで対応すること。
 - ② 乙は、受付の際に遠隔操作等による状態確認ができる場合は簡易な故障切り分けを行うこと。
- (2) 保守点検
乙は、故障予兆や異常を発見した場合は、甲に対して迅速に報告を行い対応すること。
- (3) システムの監視
 - ① 乙は、システムの監視を行う場合は、機器等が不安定状態になった場合に迅速な対応ができるよう故障受付時間内においてシステム監視を行い、異常の早期検知を行うこと。あわせてメール等による異常検知の通知も行うこと。
 - ② 乙は、監視等により異常を確認した場合は、甲に速やかに連絡し対応の指示を受けること。
- (4) 故障切り替え・簡易復旧
 - ① 乙は、機器等の故障に対し、甲からの連絡や要請があった場合には、遠隔操作等が可能な場合は故障箇所の切り分け作業を実施することとし、復旧を試みること。
 - ② 乙は、遠隔操作等による切り替え作業により故障箇所が特定できず、現地での切り分け作業が必要になった場合は、別途甲と協議し対応すること。
- (5) 訪問修理
 - ① 乙は、機器等について故障等が発生した場合、速やかに復旧等の対応を行うこと。

- ② 乙は、保守対象外の故障に対して、甲と協議の上修理要請があった場合、迅速な復旧対応を行うこと。
- (6) 問題等解決支援
乙は、甲に対しシステムについての操作説明・質問に対して、電話又はメール等により対応すること。
- (7) プログラム等のバージョンアップの対応
乙は、契約期間中においてプログラム等のバージョンアップあるいは不具合修正等が必要になった場合は、甲に書面で申し出し、協議すること。
- (8) 保守対応時間

項目	内容	保守対応時間
故障受付・手配	故障受付と修理手配	平日 9時～17時まで
システム監視	各機器の死活監視	終日
故障切り分け(システム上可能な場合に限る)	遠隔操作による故障箇所 の特定	平日 9時～17時まで
訪問修理	保守担当技術者の派遣	受付後 翌平日 9時～17時まで (帰還困難区域で立入の許可が必要な場合は許可取得後、準備が整い次第)
問題解決支援・回答	電話・電子メール受付	平日 9時～17時まで

3 定期点検

- (1) 定期点検実施内容
- ① 定期点検は年1回実施することとし、実施時期については甲と協議すること。
 - ② 定期点検作業として設定機器の正常性の把握、確認、報告を行うこと。更に、装置内外の清掃による環境維持に努めること。
 - ③ 作業時間は、原則として月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の午前9時から午後5時までとする。
 - ④ 消耗品、部品等の交換に要する費用は乙の負担とする。
- (2) 定期点検に係る報告
乙は、定期点検を実施後、速やかに実施報告書を提出すること。
なお、実施報告書には実施内容及び実施日時を含むこと。

4 機器等の障害

- (1) 機器等に障害が発生した場合は、迅速に障害の切り分け、機器の修繕を行い、早急に機能を回復すること。
- (2) 機器等の障害により、システムの稼働が困難となった場合には、直ちに障害発生的事实と想定される原因及び対処方法を明示した報告書を甲に提出し、障害復旧時において復旧までの実施内容及び実施日時を示した報告書を提出すること。
なお、システムの稼働停止を伴わない機器等の障害については、障害復旧時に障害発生的事实と復旧までの実施内容と実施日時を示した報告書を提出すること。

5 その他

保守業務に関して、本仕様書に定めのない事項及び定められた事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議してこれを定めるものとする。